

別添 (Annex) 10. 京都議定書第7条1に基づく情報

日本国政府は、決定 15/CMP.1 のパラグラフ 2 に基づき本情報を提出する。本情報の内容と規定の対応関係は下表の通り。

京都議定書第7条1に基づく情報の指針の関連部分	本情報の該当箇所
Section D	A10.1. 温室効果ガス排出・吸収目録情報
パラグラフ 4	A10.1.1. 調整が行われた分野の推計を改善するためにとられた措置に関する情報
パラグラフ 5 - 9	A10.1.2. 第3条3及び4の情報
Section E	A10.2. ERU、CER、tCER、ICER、AAU 及び RMU に関する情報
パラグラフ 11	A10.2.1. ERU、CER、tCER、ICER、AAU 及び RMU に関する情報
パラグラフ 12-17	A10.2.2. 不一致その他に関する情報
パラグラフ 18	A10.2.3 決定 11/CMP.1(第17条)に則った約束期間リザーブの計算
Section F	A10.3. 第5条1に則った国内制度の変更に関する情報
Section G	A10.4. 国別登録簿の変更に関する情報
	A10.4.1. 2010年において我が国の国別登録簿でなされた変更点の概要
	A10.4.2. 我が国の国別登録簿になされた変更に関する情報
Section H	A10.5. 第3条14に則った悪影響の最小化
	A10.5.1. 概要
	A10.5.2. 京都議定書第3条14に則った悪影響の最小化に関する行動

A10.1. 温室効果ガス排出・吸収目録情報

A10.1.1. 調整が行われた分野の推計を改善するためにとられた措置に関する情報

初期審査及び 2007 年～2010 年提出インベントリの年次審査において調整の対象となった箇所はないため、特段の措置は実施していない。

A10.1.2. 第3条3及び4の情報

決定 15/CP.10 のパラグラフ 2 に則り提出した京都議定書第3条3及び4の情報 (別添 11) を参照のこと。

A10.2. ERU、CER、tCER、ICER、AAU 及び RMU に関する情報

A10.2.1. ERU、CER、tCER、ICER、AAU 及び RMU に関する情報

我が国の国別登録簿に保有されている ERU、CER、tCER、ICER、AAU 及び RMU に関する情報については、別添の「決定 14/CMP.1 に基づく Standard electric format for reporting of information on Kyoto Protocol units」を参照のこと。

A10.2.2. 不一致その他に関する情報

我が国の国別登録簿について、決定 15/CMP.1 附属書パラグラフ 12-17 の規定において報告すべき不一致その他の事象は以下の通り。

- 決定 15/CMP.1 附属書パラグラフ 12 不一致トランザクションはなかった
- 決定 15/CMP.1 附属書パラグラフ 13 CDM プロジェクト結果的排出のための ICER の補填に関する ITL 通知はなかった
- 決定 15/CMP.1 附属書パラグラフ 14 CDM プロジェクトの認証報告書未提出のための ICER の補填に関する ITL 通知はなかった
- 決定 15/CMP.1 附属書パラグラフ 15 ITL に未実施と確認された補填の記録はなかった
- 決定 15/CMP.1 附属書パラグラフ 16 遵守に用いることができない不当なクレジットはなかった
- 決定 15/CMP.1 附属書パラグラフ 17 再発防止策が必要と判断された不一致トランザクションはなかった

A10.2.3. 決定 11/CMP.1(第 17 条)に則った約束期間リザーブの計算

我が国の約束期間リザーブは前回の報告値と変わりなく、5,335,431,899 t-CO₂ 換算である。

A10.3. 第 5 条 1 に則った国内制度の変更に関する情報

我が国の国内制度において、決定 15/CMP.1 パラグラフ 21 の規定において報告すべき変更は、以下の通り。

- 「地球環境局地球温暖化対策課」から「地球環境局総務課低炭素社会推進室」に名称が変更となった。

A10.4. 国別登録簿の変更に関する情報

A10.4.1. 2010年において我が国の国別登録簿でなされた変更点の概要

報告項目	変更点の記述
決定 15/CMP.1、附属書 II、 パラ 32. (a) 登録簿管理者の名前又は連絡先の変更	我が国の登録簿管理者 (RSA) の連絡先が以下の通り変更となった。 (変更前) Mr. Yasushi Ninomiya, yasushi_ninomiya@env.go.jp (変更後) Mr. Yuji Mizuno, yuji_mizuno@env.go.jp
決定 15/CMP.1、附属書 II、 パラ 32. (b) 協力構造の変更	変更なし
決定 15/CMP.1、附属書 II、 パラ 32. (c) 国別登録簿のデータベース 又はキャパシティの変更	変更なし
決定 15/CMP.1、附属書 II、 パラ 32. (d) 技術的基準の確保に関する 変更	変更なし
決定 15/CMP.1、附属書 II、 パラ 32. (e) 不一致を最小化するための 手続の変更	変更なし
決定 15/CMP.1、附属書 II、 パラ 32. (f) 安全対策の変更	変更なし
決定 15/CMP.1、附属書 II、 パラ 32. (g) 公開情報リストの変更	ユニット保有量及び取引の情報は、決定 14/CMP.1 で定義されているように、標準電子様式(Standard Electronic Format: SEF)に基づいて公に入手できるようになっている。2010年4月に2009年分の情報を公開した。 以下の情報は機密保持の懸念があるため公開されていない。 - 個別の口座レベルにおけるユニット保有量 - 我が国の国別登録簿がユニットを移転した際の移転先口座、及び我が国の国別登録簿がユニットを取得した際の取得元口座 なお、可読性の向上のために、ユニットに関する情報はそれぞれのシリアル番号と関連付けられていない。
決定 15/CMP.1、附属書 II、 パラ 32. (h) インターネットアドレスの 変更	我が国の国別登録簿の英語版情報公開ページは以下の通りである。 (変更前) http://www.registry.go.jp (変更後) http://www.registry.go.jp/public_info_en.html
決定 15/CMP.1、附属書 II、 パラ 32. (i) データ保存の完全性を確保 する手段の変更	変更なし
決定 15/CMP.1、附属書 II、 パラ 32. (j) テスト結果の変更	変更なし

A10.4.2. 我が国の国別登録簿になされた変更に関する参考情報

- 2010 年 3 月、京都議定書登録簿システムのための技術仕様 (Data Exchange Standard: DES) の一部文書が更新された。更新された文書と我が国の国別登録簿への影響は以下の通り。
 - 補足的取引ログ (Supplementary Transaction Logs: STLs) に接続する国別登録簿と国際取引ログ (International Transaction Log: ITL) との帳簿突合せ処理の変更に伴い、DES 本編改訂版 (バージョン 1.1.5) が公開された。我が国の国別登録簿は STL に接続していないため、我が国の国別登録簿の変更はない。ITL バージョン 1.8.2 のバージョンアップにおいて、STL に接続する国別登録簿の口座毎の保有量の帳簿突合せ機能が追加されたため、2010 年 4 月、試験環境において、我が国の国別登録簿に影響がないことを確認した。
 - ITL の運用状況に関する新たなレスポンスコードを追加した DES annex E (メッセージ処理におけるチェックとレスポンスコードの一覧、バージョン 1.1.7) が公開された。我が国の国別登録簿において、レスポンスコードの追加を行った。
- 2010 年 3 月、京都クレジットの国内・国際移転処理を迅速化するとともにその信頼性を向上させる観点から、移転処理に関する各種の機能追加を行った。追加された機能は国際間の通信を必要としない機能であるため、ITL や他の国別登録簿の機能に影響はない。
- 2010 年 3 月、我が国の国別登録簿が帳簿突合せ完了時のリクエストを受信した際、トランザクションが異常終了した際、及び ITL から汎用メッセージや ITL 通知を受信した際に、登録簿管理者に自動でメールを送信する機能が我が国の国別登録簿に追加された。本機能は国際間の通信を必要としない機能であるため、ITL や他の国別登録簿への機能に影響はない。
- 京都ユニット保有量及び実施されたトランザクションについての公開情報は、2009 年の SEF を基に 2010 年 4 月に更新された。決定 13/CMP.1 附属書にて公に入手可能にするよう要請されている以下の情報については、主に機密保持の懸念上の理由から公開されていない。(下記の括弧内のパラグラフ番号は、決定 13/CMP/1 附属書のものである)
 - 口座の代表者氏名 (パラグラフ 45(e))
 - 情報公開対象の ERU, CER, AAU および RMU のクレジット特定番号 (パラグラフ 47)
 - 年始時点における口座毎の ERU, CER, AAU および RMU の総保有量(口座種別毎の総保有量のみ公表) (パラグラフ 47(a))
 - 期間中に我が国の国別登録簿が取得した ERU, CER, AAU および RMU の移転元口座番号(移転元登録簿のみ公表) (パラグラフ 47(d))
 - 期間中に我が国の国別登録簿から移転された ERU, CER, AAU および RMU の移転先口座番号(移転先登録簿のみ公表) (パラグラフ 47(g))
 - 口座毎の ERU, CER, AAU および RMU の現在の保有量(口座種別毎の現在の保有量のみ公表) (パラグラフ 47(l))
- 2010 年 5 月、国別登録簿と ITL とのメッセージ交換の処理フローの変更に伴い、DES の一部文書が更新された。更新された文書と我が国の国別登録簿への影響は以下の通り。
 - DES 本編改訂版 (バージョン 1.1.6) が公開された。新しいメッセージ交換の処理フローに対応するよう、我が国の国別登録簿の改修を行った。
 - 2010 年 9 月、ITL、及び我が国の国別登録簿が新メッセージフローの場合に、トランザクションが正常に完了することを、試験環境において確認した。我が国の国別登録簿は新しいメッセージフローに対応するよう、改修を行った。
 - DES annex B (トランザクション処理のウェブサービス操作と機能、バージョン 1.1.3) が公開された。我が国の国別登録簿の変更はなし。

- DES annex C(帳簿突合せのウェブサービス操作と機能、バージョン 1.1.1)が公開された。我が国の国別登録簿の変更はなし。
- メッセージフローに関連するレスポンスコードが修正された DES annex E (メッセージ処理におけるチェックとレスポンスコードの一覧、バージョン 1.1.8)が公開された。我が国の国別登録簿において、レスポンスコードの修正を行った。
- 2010年9月に、ITLとEU取引ログ(Community Independent Transaction Log: CITL)間の生死監視の機能追加に伴い、DESの一部文書が更新された。更新された文書と我が国の国別登録簿への影響は以下の通り。
 - ITLとCITL間の生死監視についての記載が加えられたDES本編改訂版(バージョン1.1.7)が公開された。我が国の国別登録簿の変更はなし。
 - DES annex F(識別子の定義、バージョン1.2)が公開された。我が国の国別登録簿の変更はなし。
- 2010年9月に、トランザクションに含まれるクレジットブロック数の制限に関するレスポンスコードが追加されたDES annex E (メッセージ処理におけるチェックとレスポンスコードの一覧、バージョン1.1.9)が公開された。我が国の国別登録簿において、レスポンスコードの追加を行った。
- 2010年11月、我が国の登録簿管理者情報に変更となった。
- 2010年11月に、我が国の登録簿管理者端末のオペレーティングシステムおよびブラウザのバージョンアップを行った。ITLや他の国別登録簿の機能に影響はない。
- 2010年11月に、我が国の国別登録簿のハードウェアを一部更改し、オペレーティングシステムおよびミドルウェアのバージョンアップを実施した。ITLや他の国別登録簿の機能に影響はない。
- 2010年12月に、国別登録簿のリストに関するレスポンスコードの追加に伴い、DESの一部文書が更新された。更新された文書と我が国の国別登録簿への影響は以下の通り。
 - DES本編(バージョン1.1.8)が公開された。我が国の国別登録簿の変更はなし。
 - DES annex E (メッセージ処理におけるチェックとレスポンスコードの一覧、バージョン1.1.10)が公開された。我が国の国別登録簿において、レスポンスコードの修正を行った。

A10.5. 第3条14に則った悪影響の最小化

A10.5.1. 概要

我が国において、気候変動政策を実施することによって発生する具体的な悪影響を見いだすことは難しい。原油価格の変動は、原油需給バランスやその他の様々な要因(原油先物市場の動向、景気変動等)によって引き起こされるものであり、気候変動対策と具体的な悪影響との因果関係及びその程度は不明確である。

また、気候変動対策の実施により、様々な関係者に対して、積極的な影響又は消極的な影響を与えるかもしれないが、気候変動対策を実施することによる良い効果を否定するものには決してない。低炭素社会の構築に向けた取組は今後全世界において加速するものと考えられるが、そうした気候変動における取組を妨げるものであってはならないと考えている。

A10.5.2. 京都議定書第3条14に則った悪影響の最小化に関する行動

京都議定書第3条1に基づく約束を達成する際の開発途上締約国、特に条約第4条8及び9で規定されている開発途上締約国に対する社会的、環境的及び経済的な悪影響を最小化する

るために、我が国は以下の取組を重要であると考え、悪影響を最小化するための努力を行っている。

なお、上述した悪影響の最小化に関する取組の評価方法は現在国際的に協議中であり、その評価を行うことは不可能であることも留意すべきと考える。

■ エネルギー・環境分野における技術協力等

2007年1月の第2回東アジアサミットで表明した「日本のエネルギー協力イニシアティブ」や、2009年4月に開催されたアジア・エネルギー産消国閣僚会合での合意に基づき、東アジア諸国及び中東への受入研修・専門家派遣による省エネ・新エネ人材育成協力を実施し、同諸国における省エネ・新エネ法制度等の制度構築・運用に関する支援を行った。また、中国・インド等の途上国研究機関と我が国研究機関による政策共同研究により、相手国の今後の政策立案に資する両国の省エネ政策比較や多消費産業のエネルギー削減可能性推定等の成果を上げた。

また、わが国によるエネルギー・環境分野における技術協力は世界各地で行われているところであり、開発途上国の持続的な経済成長に貢献している。国際協力機構（JICA）を通じた協力としては、専門家の派遣、研修員の受け入れを中心に途上国のニーズに応じた柔軟な支援を行っている。

■ 産油国への経済多様化等に関する支援等

2009年4月には、日本において第3回アジア・エネルギー産消国閣僚会合が開催され、石油市場の安定化に向けて、商品先物市場の監視の強化や透明性の向上に関し、規制当局に更なる強調した行動をとることを要請することとしたほか、①アジアの需給見通しの策定、②省エネルギー・新エネルギーに関する先進プロジェクト事例の共有、③相互の研修機会の提供（我が国からは3年間で2000人の研修生受け入れを表明）等、具体的なプロジェクトを今後進めることで一致した。

■ 二酸化炭素回収・貯留（CCS）技術の開発等

我が国ではCO₂削減効果の高い革新技術であるCCSについて、2020年までの実用化に向け、国内において大規模実証事業を実施するとともに、コストの大幅低減や安全性向上のための調査研究等を実施した。また、CCSに関する技術などに関して、米国をはじめ各国と積極的に情報交換を実施した。

■ 環境的に不健全で安全でない技術に対する支援

環境的に不健全で安全でない技術に対する支援は、我が国はそもそも行っていないと認識している。